

## 精華町農業委員会会議録

1、開会の日時 令和5年7月5日午後3時30分

2、開会の場所 役場庁舎6階審議会室

3、出席した農業委員は次のとおりです。

1番 井澤 茂治	4番 森本 豊
5番 藤村 絹子	7番 草嶋 邦子
8番 山本 千恵子	9番 井上 和也
10番 田中 安弘	11番 森島 隆詞
15番 山本 功	16番 杉嶋 秀美
17番 新司 吉行	18番 岩井 三郎
19番 太田 廣之	

4、欠席した農業委員は次のとおりです。

3番 松尾 清敏

5、出席した農地利用最適化推進委員は次のとおりです。

2番 野秋 博史	6番 中川 茂成
12番 米澤 貞幸	13番 中村 正
14番 田中 吉照	

6、欠席した農地利用最適化推進委員は次のとおりです。

なし

事務局 八田 貴史  
山口 健司  
下村 祐未

7、議案

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号	農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
議案第3号	令和5年度農用地利用集積計画（第3次）の決定について
報告第1号	農地法第18条第6項の規定による通知について
報告第2号	農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

8、署名委員

7番 草嶋 邦子	8番 山本 千恵子
----------	-----------

9、閉会の日時 令和5年7月5日午後4時40分

## 審議の経過

議長 それでは、定刻になりましたので、ただいまから令和5年第7回農業委員会総会を開催させていただきます。

ただいまの出席委員は14名中13名であり、過半数以上の出席がありますので、農業委員会等に関する法律第27条3項により、総会が成立していることを報告します。

また、農地利用最適化推進委員は5名中5名の方に出席いただいております。

議長 さて、委員の皆様には、暑さが厳しい中、田植え後の管理等でお忙しい日々を送っておられるところかと存じますが、農業委員会総会にご出席いただき、誠にありがとうございます。当委員会としましては、マスクの着用は個人の判断としますが、引き続き感染予防対策をする中で、総会を開催することといたしましたので、何とぞよろしくお願いいたします。

本日の署名委員は、7番草嶋邦子委員、8番山本千恵子委員のお二人にお願いします。

それでは、ただいまから農地法の審議に入ります。

議長 議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、を議題とします。事務局より議案の提案及び説明をお願いします。

事務局 それでは議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、でございます。1ページをお開きください。1番でございます。

### 【 提案説明 】

場所については2ページの地図のとおりです。

本件については、譲渡人の農地が現在進行中の区画整理事業に伴い減少するため、農業経営の維持の観点から、親戚間で所有権の有償移転申請をされるものです。

譲受人は営農地のすべてを耕作されておりますので、農作業従事日数につきましても、要件を満たしております。

また、耕作によりまして周辺農地に影響を及ぼすことはないと考えられます。

したがいまして、農地法第3条第2項の各号の不許可要件に該当しないため、許可相当と考えております。

以上です。

議長 議案第1号については、地区担当委員の藤村委員が現地確認を行っておられますので、補足説明をお願いします。

藤村 5番、藤村です。

1番の案件につきまして、6月26日に井上委員と山口局長補佐と申請のありました現地を確認しました。当該地は農地として、適正に管理されておりました。今後も適正な管理が見込まれますので、地元担当委員としては問題のないものと考えておりますので、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。  
それでは議案について、審議をお願いいたします。

議 長 何かご質問等ございませんか。

議 長 異議がないようですので、本件に対して採決をとらせていただきたいと思います。  
よろしいでしょうか。

議 長 それでは、許可に賛成の方は挙手をお願いします。

議 長 ありがとうございます。挙手全員でございます。議案第1号については、許可することに決定いたします。

議 長 次に、議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、  
を議題とします。事務局より議案の提案及び説明をお願いします。

事務局 それでは議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、  
でございます。  
3ページをお開きください。1番と2番は関連しますので、一緒にご説明します。1  
番でございます。  
【 提案説明 】  
2番でございます。  
【 提案説明 】  
場所については4ページの地図のとおりです。  
本件は、精華学研東部土地区画整理事業の事業計画区域外になりますが、本事業施工  
のため、1番は仮設の進入路のみ、2番は仮設進入路と仮設の現場事務所、周辺の表土  
を削った土を仮置きする置場として、4年間の工事期間中一時転用されるものです。原  
則として、事業完了後は農地に戻されますが、山手幹線の車線となる部分のみ、時期は  
未定ですが京都府により買収・転用予定とのことです。  
本件の立地基準につきましては、農用地区域内にある農地以外の農地であって、第3  
種農地の区域に近接する区域その他市街地化が見込まれる区域内にある農地で、第2種  
農地と判断されます。  
また、一般基準につきましては転用目的が妥当で、目的実現が確実であり、周辺農地  
への営農への支障がないことで要件を満たしております。  
したがって、農地法第5条第2項の各号の不許可要件に該当しないため、許可相  
当と考えておりますので、よろしくをお願いいたします。  
以上です。

議 長 1 番及び 2 番については、地区担当委員の井上委員が現地確認を行っておられますので、補足説明をお願いします。

井 上 9 番、井上です。

1 番及び 2 番の案件につきまして、6 月 26 日に藤村委員と山口局長補佐と申請のありました現地を確認しました。

当該地は精華学研東部土地区画整理事業の仮設道路、仮設事務所、表面耕土仮置場として一時転用され、転用後は農地に戻される計画です。

排水計画も問題なく、隣接地にも影響がないことから地元担当委員としては問題のないものと考えております。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。それでは議案について、審議をお願いいたします。

議 長 何かご質問等ございませんか。

議 長 異議がないようですので、本件に対して採決をとらせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

議 長 それでは、許可に賛成の方は挙手をお願いします。

議 長 ありがとうございます。挙手全員でございます。

議案第 2 号については、許可相当の意見をつけて、知事に進達することに決定いたします。

議 長 次に、議案第 3 号、令和 5 年度農用地利用集積計画（第 3 次）の決定について、を議題とします。1 番について事務局より議案の提案及び説明を願います。

事務局 それでは 5 ページをお開きください。

議案第 3 号、令和 5 年度農用地利用集積計画（第 3 次）の決定について、精華町長より、農用地利用集積計画の提出があったので旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、決定を求める。

6 ページをお開きください。1 番でございますが、後に報告第 1 号の 1 番で報告させていただきます小作権の合意解約をされた後、今回利用権設定をされる内容となります。

#### 【 提案説明 】

場所については 9 ページの地図のとおりです。

以上の件につきまして、全部効率要件、農作業常時従事要件等の旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項を満たしていると考えられます。

以上です。

議 長        それでは1番の議案について、審議をお願いいたします。

議 長        何かご質問等ございませんか。

議 長        異議がないようですので、本件に対して採決をとらせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

議 長        それでは、議案第3号の1番についての計画決定に賛成の方の挙手をお願いします。

議 長        ありがとうございます。挙手全員でございます。  
議案第3号の1番についての計画は、議案どおり決定いたします。

議 長        続きまして、2番から4番ですが、農業委員会等に関する法律第31条（議事参与の制限）により、岩井副会長は審議を行う間、退席いただきますようお願いいたします。

議 長        それでは事務局より議案の提案及び説明を願います。

事務局        それでは6ページにお戻りいただき、2番でございます。

【 提案説明 】

場所については11ページの地図のとおりです。

6ページにお戻りいただき、3番でございます。

【 提案説明 】

場所については12ページの地図の左下の部分になります。

7ページをお開きください。4番でございます。

【 提案説明 】

場所についてでございますが、申し訳ございませんが、ここで修正がございます。

場所につきまして、12ページから14ページとなっておりますが、12ページと13ページの誤りです。ハイフンを点に、14を13に訂正をお願いいたします。誠に申し訳ありません。お詫びして訂正いたします。

それでは、場所につきましては12ページと13ページ地図のとおりです。

以上の件につきまして、全部効率要件、農作業常時従事要件等の旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項を満たしていると考えられます。

以上です。

議 長        それでは議案第3号の2番から4番の議案について、審議をお願いいたします。

議 長        何かご質問等ございませんか。

議 長 異議がないようですので、本件に対して採決をとらせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

議 長 それでは、議案第3号の2番から4番についての計画決定に賛成の方の挙手をお願いします。

議 長 ありがとうございます。挙手全員でございます。  
議案第3号の2番から4番についての計画は、議案どおり決定いたします。  
岩井副会長が着席するまでしばらくお待ちください。

議 長 岩井副会長にお伝えします。議案第3号の2番から4番の計画は議案どおり決定いたしました。

議 長 続きまして、報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知について、を報告します。事務局より報告願います。

事務局 14ページをお開きください。  
それでは報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知について、でございます。

1番でございます。

【 内容報告 】

場所については9ページの地図のとおりです。

14ページにお戻りいただき、2番でございます。

【 内容報告 】

続きまして、3番でございます。

【 内容報告 】

場所については共に15ページの地図のとおりです。

以上で報告を終わります。

議 長 本件について何か質問等ございませんか。

議 長 質問がないようですので、報告第1号を終わります。

議 長 続きまして、報告第2号、農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、を報告します。事務局より報告願います。

事務局 16ページをお開きください。  
それでは報告第2号、農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、でございます。

1 番でございます。

【 内容報告 】

場所については17ページの地図のとおりです。

16ページにお戻りいただき、2番でございます。

【 内容報告 】

場所については18ページの地図のとおりです。

以上で報告を終わります。

議 長 専決処理しました件ですが、何か質問等ございませんか。

議 長 質問がないようですので、報告第2号を終わります。  
議案書につきましては、以上でございます。

< その他 >

議 長 それでは、最後になりましたが、次回の総会について、お諮りします。  
令和5年8月8日火曜日午後1時30分からの開催としたいと思いますが、皆さんのご都合はいかがでしょうか。

議 長 それでは、次回の総会を令和5年8月8日火曜日午後1時30分と決定いたします。  
後日、開催については文書で通知いたしますので、よろしく願いいたします。  
これをもって、本日の予定しておりました議事はすべて終了いたしました。  
委員の皆さん、長時間にわたり、慎重な審議をいただき、また議事進行にご協力を賜りありがとうございました。  
今期で退任される委員の皆様におかれましては、本当にお疲れさまでした。  
また、引き続き委員をされる皆様は次の任期も頑張ってくださいと思います。  
これをもちまして、総会を閉会させていただきます。

時に午後4時40分